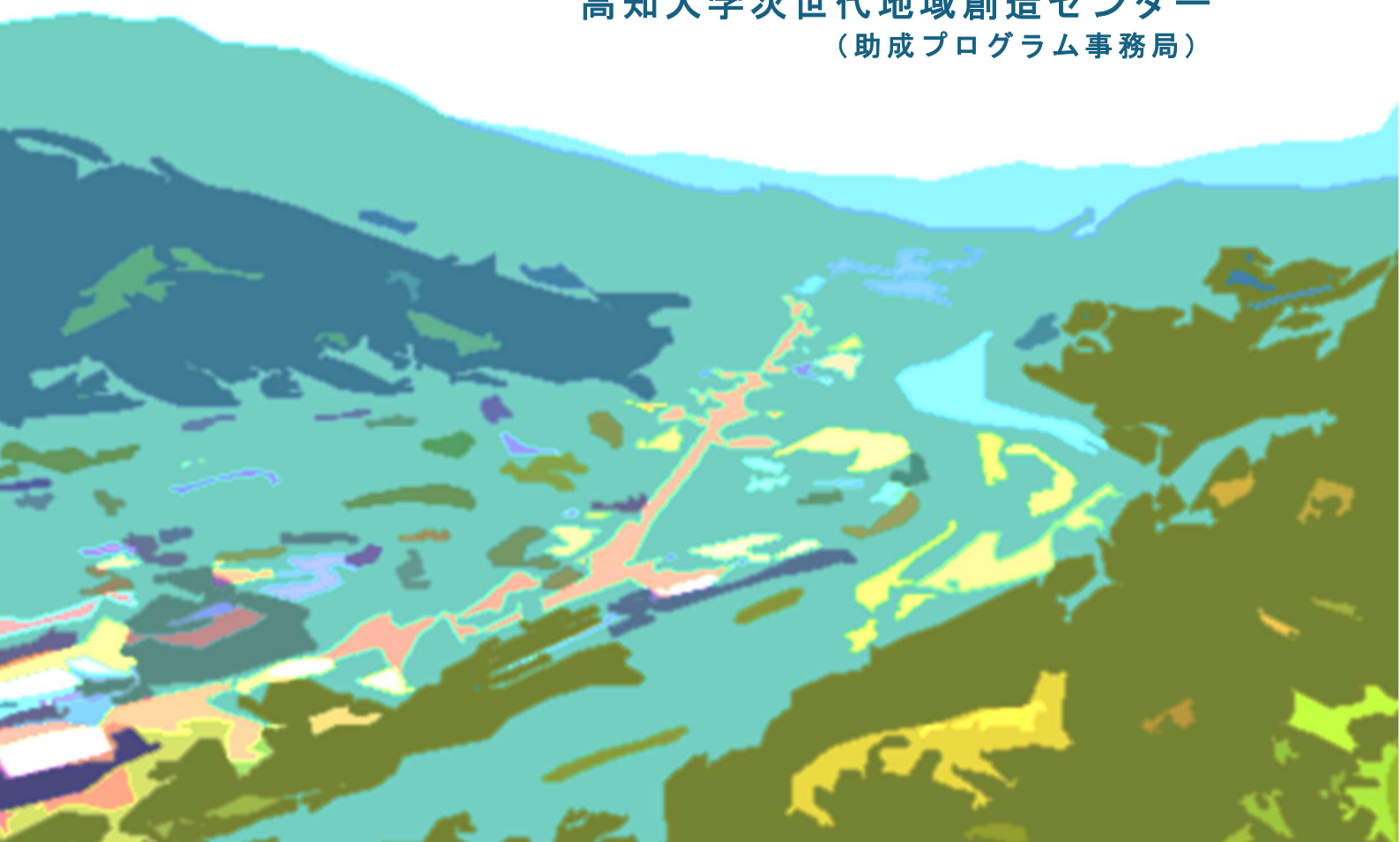


本山町委託事業「本山町×高知大学 大学地域共創プログラム」

まちなか活性化助成プログラム 助成申請募集要綱

2025 年 4 月

本山町政策企画課
高知大学次世代地域創造センター
(助成プログラム事務局)



もくじ

1. 本プログラムの趣旨	3
2. 助成申請について	3
(1) 目的	
(2) 対象事業分野・テーマ	
(3) 対象事業地域	
(4) 高知大学との連携について	
(5) 助成対象となる団体	
(6) 助成期間	
(7) 助成金額	
(8) 助成率	
(9) 申請方法	
(10) 助成申請、事業実施、完了報告に関するスケジュールの流れ	
(11) 申請審査基準	
(12) 審査結果の決定について	
3. 助成金の対象経費及び支払いについて	7
(1) 対象となる経費	
(2) 助成金の支払いと会計報告義務について	
(3) 事業完了報告の提出義務について	
(4) 事業の中止・助成金の返還について	
4. 事業モニタリングについて	9
5. 広報・情報公開について	9
6. 本プログラムのご相談・お問い合わせ先	10

1. 本プログラムの趣旨

高知大学次世代地域創造センター（以下「当センター」という。）は、本山町との包括連携協定に基づき、本山町の委託を受けて、ふるさと納税財源を活用し地域住民・団体等による持続可能な地域づくりを行う取り組みに対して支援する「大学地域共創プログラム」（以下、「本プログラム」という。）を創設しました。

本プログラムは、高知大学の教員や学生と地域団体等が協働した地域活性化プロジェクトの創出及び推進に向けた資金助成を行うとともに、大学人材等と地域をつなぐことで、交流・関係人口の拡大、並びに本山町の地域課題解決や価値創造を図ることを目的としています。

当センターが目指す協働事業とは、団体相互の自主性・主体性を尊重しつつ、互いの信頼関係のもと、役割・責任分担しながら、地域課題の解決あるいは地域の未来創造に向かって連携・協力し、相互の強みを活かしながら相乗効果を上げていくことを考えています。

2. 助成申請について

(1) 目的

高知大学の教員や学生とともに地域活動を行う個人・民間団体等をパートナーとして協働で支援活動の展開を図ることで、交流・関係人口の拡大、並びに当該地域の課題解決や地域の価値創造を図ることを目的としています。

協働事業を実施するにあたって、当センターから限度額の範囲内で必要な事業助成金を提供します。

(2) 対象事業分野・テーマ

本山町の中心市街地活性化（まちなか活性化）に資する下記対象事業を地域パートナーと当センターが協働で実施します。

1. 経済・社会活動を通じて中心市街地に賑わい創出や活性化に資する事業。
2. 町内外の人々をつなげて交流人口や関係人口を創出・拡大する事業。
3. 地域づくり人材のネットワーク形成及び人材育成事業。
4. 子どもの教育的、知的、社会的な発育を促す環境・機会を支援する事業。
5. 地域住民の運動・スポーツ、文化芸術を推進する事業。
6. 本山町の国際化・多文化共生を推進する事業。

注）事業実施期間は、2025 年 12 月末までに完了する事業であること。

◆下記の活動は助成事業の対象としません。

- ・ 個人を対象とした活動
- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの。
- ・ 政治・宗教活動に関わるもの。
- ・ 土地、建物、設備、機材、物品等の購入のみを目的としたもの。

(3) 対象事業地域

本山町中心市街地の 1 区、2 区、3 区、及びその周辺で実施される事業

(4) 高知大学との連携について

助成申請したい上記対象事業・テーマの全ての事業については、高知大学の学生、あるいは教員が企画あるいは実施段階において連携・参画する事業であることが条件となります。

学生等との連携企画に関する事前相談は、P10 の〈ご相談・お問合せ先〉にご連絡ください。

(5) 助成対象となる団体等

以下(1)から(5)のすべての要件に該当するものであること。

- (1) 法人格の有無を問わず、本山町を対象に活動する個人あるいは団体等(*1)
- (2) 原則として、当該事業分野における1年以上の活動実績を有すること。
- (3) 本学との互いの信頼関係のもと、役割・責任分担を明確にして実施できること。
- (4) 連携先として「団体等名称の公開」、「情報公開」、「報告書」の提出・公表に同意すること(*2)
- (5) 政治・宗教活動を目的とする団体、並びに反社会勢力ではないこと

(*1) 対象となる個人・団体等の範囲

- ア 本山町内あるいは町外に暮らす個人及び個人事業主
- イ 各種の地域貢献活動に取り組むグループ（ボランティア団体、任意団体等）
- ウ 特定非営利活動法人（NPO法人）
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（従来の民法により設立された公益法人）
- オ 社会福祉法人などの特別法による法人など
- カ 営利法人（営利を目的とない地域貢献活動を目的とする事業を行う企業等。法人格は問わない）

(*2) 公表内容・範囲、方法については、事前に確認のうえ、プライバシー等の配慮をしたものとします。

(6) 助成期間

2025年8月1日から2025年12月31日まで

(7) 助成金額

1 実施主体あたり上限20万円（5件程度を想定）

(8) 助成率

助成比率は10/10、100%を上限とします。

ただし、過去に1年以上の活動実績のない個人・団体や、助成率100%で提案する場合、他の自己資金調達のかかる計画・状況を確認させていただきます。

(9) 申請方法

応募受付の締め切りまでに、応募書類一式を下記の事務局あてにお送りください。助成プログラム事務局への直接の持参による応募は受け付けておりません。

募集要項・申請書様式は、本山町役場のウェブサイトからダウンロードできます。

本山町役場ウェブサイト URL <https://www.town.motoyama.kochi.jp/index.html>

<応募受付締切>

2025年5月30日（金） 必着

<必要応募書類>

1. 助成申請書（様式1）
2. 収支予算書（様式2）
3. 「定款」、又は「会則」、もしくはこれらに準ずるもの（団体の場合）
4. 最新の事業年度の事業報告書、または過去1年間の活動実績がわかる資料
5. 最新の事業年度の決算書（収支報告書等）

※これまで活動実績がない場合は、助成事務局と協議のうえ必要書類を決定します。

※その他、申請者・団体の活動に関する資料があれば参考とします。

<応募書類の提出先>

助成プログラム事務局（業務委託先）

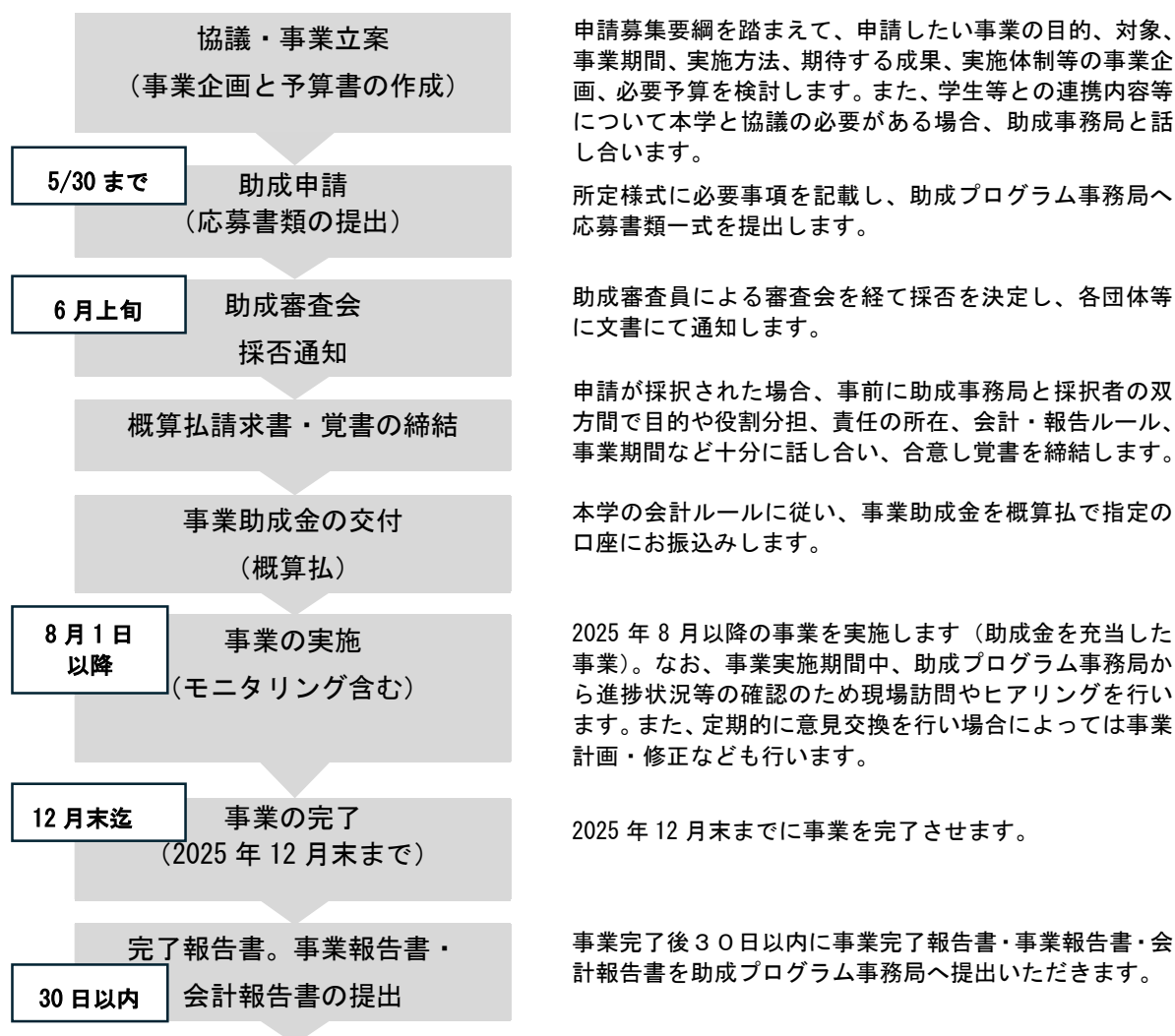
高知大学次世代地域創造センター

地域連携課地方創生推進室

〒780-8073 高知市朝倉本町二丁目17番47号

TEL：088-844-8293 E-mail：kt10@kochi-u.ac.jp

(10) 助成申請、事業実施、完了報告に関するスケジュールの流れ



2月末日迄

精算手続き

事業助成金を前払いした場合、会計報告から実績額を算定し、精算を行います。

随時

広報・情報公開

事業助成金により実施した事業の成果を広く広報・情報公開いたします。

(11) 申請審査基準

応募いただいた内容は、下記の基本的考え方並びに審査基準をもとに審査します。

1. 基本的な考え方

- a. 持続可能な地域づくりとしての事業視点を評価します。
- b. 本学学生や学部教員が事業企画あるいは実施段階で事業に参画機会があることを評価します。
- c. 本学との互いの信頼関係のもと、役割・責任分担を明確にして適正に事業を遂行できる主体であるかを評価します。
- d. 中心市街地活性化の効果が他地域へ波及する効果を有しているかを評価します。

2. 審査基準

【プロジェクト面】

- (1) ミッション、ビジョン、目標設定の明確さ
- (2) ニーズ分析的的確さ
- (3) 共感性と参加の度合い
- (4) 波及性と発展性の見込み
- (5) 実現に向けた手法の妥当性
- (6) 活動のクオリティ（アクセス、地域の巻き込み等）
- (7) 費用対効果

【組織・運営面】

- (8) 活動の実施体制の適切さと組織のビジョンの明確さ
- (9) 支援終了後もその活動を継続・発展させるための工夫や処置
- (10) 自立的な運営にむけて努力している姿勢
- (11) 情報公開、説明責任（アカウンタビリティ）

(12) 審査結果の決定について

助成申請書及び申請団体との協議ヒアリング内容をもとに、本山町、高知大学、及び外部有識者による助成審査会にて審査し、採否を決定いたします。採択あるいは不採択の通知は助成プログラム事務局（業務委託先：高知大学次世代地域創造センター）よりお送りいたします。

＜本山町まちなか活性化助成審査会 助成審査員メンバー ※予定＞

本山町副町長 高橋 清人

本山町政策企画課 課長 澤田 直弘

高知大学次世代地域創造センター 理事特別補佐 川竹 大輔

（認定 NP0 法人高知市民会議こうち未来基金プロジェクトリーダー）

四国銀行本山支店 支店長 吉田 正史

厚生労働省高知労働局高知労働基準監督署 労働基準監督官 吉本 玲

（公益信託高知市まちづくりファンド委員）

3. 助成金の対象経費及び支払いについて

事業を実施するにあたって、双方の合意により、本学から採択団体へ対して、事業助成金を提供し、事業実施に充てることができます。

なお、事業助成金の支払いは本学の諸規定の基準に基づきます。

(1) 対象となる経費

※各支出科目経費の積算方法については、別添「予算書ガイドライン」を参照してください。

1. 直接事業費：事業を実施するために直接的に必要となる費用
(例) 謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費等
2. 積算にあたっての留意事項
 - ・ 積算に要する支出科目は8ページの例を参考にしてください。
 - ・ 基本的に、事業期間内に発生したものが対象です。請求書扱いなどで支払が事業期間後になってしまうものについては、事業期間内に発生したとわかるものであれば結構です。
 - ・ 本学学生との連携にかかる諸経費も対象です。
 - ・ 謝金は、別添「予算書作成ガイドライン」で示した謝金支給基準・単価で積算してください。
 - ・ 旅費は、実費交通費を積算し、宿泊代は別添「予算書作成ガイドライン」で示した宿泊費基準額を上限として積算してください。(実際に宿泊した代金が、宿泊基準額を下回った場合は、領収書等に記載された金額(実費)にて精算されます。)
 - ・ 委託費は、事業費総額の50%を超えることはできません。
3. 助成対象外の経費
 - ・ 賃金扱いとなる団体等スタッフへの人件費(ただし、9ページに記載された謝金使用に該当しない限り助成対象とします。)
 - ・ 酒・タバコ代
 - ・ 会議・ワークショップや懇親会等での飲食代。
 - ・ パソコンやデジカメなど汎用性の高い機器・備品の購入。
 - ・ 団体及び団体役員が所有する場所や設備、物品などへの賃貸料。
 - ・ 団体役員が代表である企業へ委託・発注費用。

【助成対象費目一覧】

各支出科目経費の積算方法については、別添「予算書ガイドライン」を参照してください。

費 目 (例)	内 容
謝 金	講師や専門家の謝礼等、講師等と呼ぶにあたって生ずる一切の費用。 ※団体スタッフの経常的な人件費は対象としません。
旅 費	スタッフ、講師や専門家等に関わる実費交通費及び宿泊費。スタッフ交通費、参加者交通費、宿泊費など。
備 品 費	活動を実施する上で最低限必要な備品、機材など(10万円以上のもの)。
消 耗 品 費	活動を実施する上で最低限必要な消耗品。
印 刷 製 本 費	活動内容や成果を、広く社会や関係団体・機関等と共有するための、「事業報告書」作成費用。 事業の趣旨や性格に応じ、活動・団体紹介をしたポスター、チラシ、冊子の作成も含まれます。
会場建物等借上料	対象事業に必要な会場等の借り上げ料等
タクシー・バス等借上料	対象事業を進める上で必要となるタクシーやバスの借上げ料。
そ の 他 借 料	上記借上料に該当しない借り上げ料。
通 信 運 搬 費	電話・インターネット・郵送料、宅配便など。
委 託 費	調査、事業などの一部を外部に委託する際の経費
保 険 料	対象事業に従事するボランティア保険など
そ の 他	上記すべてに該当しないと思われる経費

(2) 助成金の支払いと会計報告義務について

1. 活動支援金の支払について

事業助成金は概算払いとし、一括して前払いでお支払いします。事業完了後、会計報告から実績額を算定し、精算を行います。

2. 会計報告及び返還請求について

- ・事業終了後30日以内に事業完了報告書、事業報告書、会計報告書を提出いただきます。証拠書類(領収証の原本)を添付のうえ、報告をお願いします。
- ・決定額(概算払い振込額)より支出実績額が少ない場合、その差額について高知大学から団体へ返還請求書を送付し、団体に対して当該差額の返還を求めます。

(3) 事業完了報告の提出義務について

報告書の提出（事業完了報告書、事業報告書、会計報告書）

助成採択団体は、事業終了日から 30 日以内に「事業完了報告書」及び「事業報告書」をご提出いただきます。なお、上記報告書に合わせて「会計報告書」をご提出いただきます。本報告書は、実施された事業が本山町のまちづくりにおいて、どのような成果をもたらしたかなど、事業全体の評価を共有することを目的としています。

- ① すべての報告書類は指定様式にて作成し、電子データファイルで提出をお願いいたします（手書き不可）。
- ② 事業名称は助成申請書への記載とものと同じ名称を記入してください。
- ③ 事業報告はできるだけ具体的に記入してください。
- ④ 実際の事業対象者数を記入してください。
- ⑤ 事業実施によって作成された写真、及び事業成果物を提出してください。
- ⑥ 必要に応じてフォーマットの行の幅やページ数を変更していただけます。

(4) 事業の中止・助成金の返還について

次の①から⑩に該当した場合は、助成事業を終了し、交付した助成金の返還を求めることができます。

- ① 申請書及び提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 本事業の趣旨に反する活動、覚書条件等に著しく違反した場合。
- ③ 不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合。
- ④ 助成金を、本助成対象事業の目的外に使用をした場合。
- ⑤ 事業完了報告、事業報告書、及び会計報告書の義務を怠った場合。
- ⑥ 本助成対象事業の「事業企画」で示された成果が期待できないと判断した場合。
- ⑦ 本助成対象事業の継続が、理由の如何を問わず、困難と判断した場合。
- ⑧ 本助成対象事業の実施において、連携する高知大学に所属する学生及び教員に対して身体的、精神的損害を被った、あるいは多大な損害リスクがあると判断した場合。
- ⑨ 対象事業を中止、または完了できなかった場合。
- ⑩ その他、本団体が協働団体として不適切と判断したとき。

4. 事業モニタリングについて

事業実施期間中、助成プログラム事務局（高知大学次世代地域創造センター）から進捗状況等の確認のため現場訪問やヒアリングを行います。

また、定期的に意見交換を行い場合によっては事業計画・修正なども行います。

5. 広報・情報公開について

地域活動団体等が、多くの人々に認知され、地域社会との連携を深めていくためには、自ら

の活動の目的や事業内容などを積極的に公開していくことが大切です。情報公開を進めることで、団体の信頼性が向上し、社会からの支援が受けやすくなります。

なお、事業を実施する団体名、事業内容、ご提出された報告書や写真などは、本山町役場や本学ホームページなどに掲載させていただくことがありますのでご了承ください。また積極的な広報協力をお願いします。

6. 本プログラムへの申請のご相談・お問い合わせ先

【助成プログラム事務局】（業務委託先）

＜事前相談、事業内容に関すること＞

高知大学次世代地域創造センター

地域コーディネーター 梶 英樹

TEL:090-6881-4262

Emai : kaji@kochi-u.ac.jp

〒781-3601 高知県長岡郡本山町本山 946-6

高知大学サテライトオフィス（嶺北地域）

＜会計・助成手続きに関すること＞

高知大学次世代地域創造センター

地域連携課地方創生推進室

〒780-8073 高知市朝倉本町二丁目 17 番 47 号

TEL : 088-844-8293

E-mail : kt10@kochi-u.ac.jp